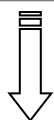


～都市型軽費老人ホームの開設までの主な流れ～

都市型軽費老人ホームの計画

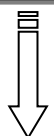


区市への相談
事業の具体化

- ・地域及び物件の選定
- ・資金計画
- ・設計
- ・近隣住民への説明



区市（都）へ協議書提出



建設・改修工事着手



開設準備

- ・各種規程整備
- ・契約関係書類整備
- ・職員募集 等



設置許可申請



入居者募集等



都市型軽費老人ホーム開設・運営

- 都市型軽費老人ホームは第一種社会福祉事業です。基本理念や社会福祉法をしっかりと理解してください。
- 都市型軽費老人ホームの設置許可を得るには法人格が必要です。

- 建物が建築基準法に適合していることが必要です。計画区市の建築所管部署に確認してください。
- 所轄消防署に消防法の適合について確認してください。
- 都市型軽費老人ホーム建設には、地域住民の理解が不可欠です。

- 具体的な手続きの流れは、「都市型軽費老人ホーム事業計画・協議事務処理チャート」を参照してください。

- 補助制度を活用する場合は、必ず補助内示を受けてから、契約及び工事に着手してください。

- 定款等に（都市型）軽費老人ホーム事業の運営等を明記し、登記してください。

- 区市を通じて都に設置許可申請（社会福祉法）を行います。（社会福祉法人については、届出を行います。）

- 地域との関わりを大事にしてください。